5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroshi Miyata, Executive Vice President Financial Affairs, National University Corporation Kagoshima University

⑵　Classification of the products to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Pathological anatomy lab system 1 Set

⑷　Delivery period : By 31 August, 2018

⑸　Delivery place : Kagoshima University Hospital

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

A　not come under Article 2 and 3 of the Regulation concerning the Contract for Kagoshima University,

B　have the Grade A, Grade B, Grade C or Grade D qualification during fiscal 2018 in the Kyushu・Okinawa area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency, or have the Grade A, Grade B, Grade C or Grade D qualification during fiscal 2018 in sales of product for participating in tenders by National University Corporation Kagoshima University,

C　prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products,

D　meet the qualification requirements which Executive Vice President Financial Affairs, National University Corporation Kagoshima University may specify in accordance with Article 4, section 6 of the Regulation concerning the Goods supply contract for Kagoshima University,

E　not be currently under a suspension of business order as instructed by Executive Vice President Financial Affairs, National University Corporation Kagoshima University.

⑺　Time limit of tender : 17 : 00　28 June, 2018

⑻　Contact point for the notice : Yuji Arikawa, Procurement Section, Accounting Division, Finance Department, National University Corporation Kagoshima University, 1―21―24 Korimoto Kagoshima-shi 890―8580 Japan, TEL 099―285―7153

入札公告の取消

次のとおり取り消します。

平成30年5月7日

支出負担行為担当官

福島地方環境事務所長　室石　泰弘

◎調達機関番号　021　◎所在地番号　07

平成30年3月8日付（号外政府調達第44号5～6ページ）掲載の入札公告平成30年度中間貯蔵施設区域内等道路工事の入札公告を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年5月7日

支出負担行為担当官

北海道開発局札幌開発建設部長　宮島　滋近

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発札幌第5号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　新千歳空港　構内道路外工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　北海道千歳市ほか

⑷　工事内容　工事延長：L＝832m、舗装工（一般部（表層　密粒度アスコン　厚さ4㎝：A≒4,490㎡）・（中間層　粗粒度アスコン　厚さ5㎝：A≒4,490㎡）・（基層　粗粒度アスコン　厚さ5㎝：A≒4,490㎡））・（ヒーティング部（表層　密粒度アスコン　厚さ3㎝：A≒8,050㎡）・（緩衝層　密粒度ギャップアスコン）厚さ3㎝：A≒8,050㎡）・（ヒーティング層　細粒度アスコン　厚さ3㎝：A≒8,050㎡）・（基層　粗粒度アスコン　厚さ5㎝：A≒8,050㎡））、道路ヒーティング設備設置工：一式、仮設工：一式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成31年3月20日まで。

⑹　使用する主要な資機材　再生アスファルト合材：W≒4,100ｔ

⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。

⑽　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

⑾　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑿　本工事は、建設業における中長期的な担い手確保を目的に、受注者からの申し出により本工事を通じたインターンシップを受け入れた際には、これに要した経費を設計変更にて計上できる「インターンシップ支援試行工事」である。

⒀　本工事は、ＮＥＴＩＳ登録技術等の新技術の現場での活用のため、発注時に新技術の活用に係る技術提案等を求める新技術導入促進（Ｉ）型工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「舗装」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成15年度以降に「空港等の空港基本施設、道路若しくは駐車場」又は「高規格幹線道路若しくは一般国道」において、次のア及びイの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成15年度以降に「空港等の空港基本施設、道路若しくは駐車場」又は「高規格幹線道路若しくは一般国道」おいて、次のアの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ア　アスファルト合材を舗設した工事で、総面積30,000㎡以上であること。

イ　道路ヒーティング設備設置工を施工した工事であること。

ただし、上記ア及びイは同一工事でなくてもよい。